

被災された方へのお知らせ

この度の火災により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

家屋の焼失により、土地・建物の「権利証」をなくされた方へ

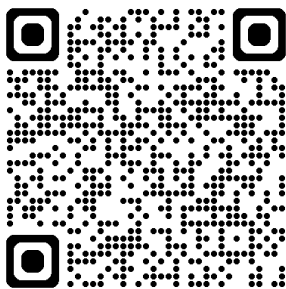
土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を焼失・紛失された方には、ご心配のことと思います。

権利証は、所有権移転等の登記申請をする際に、本人確認資料として法務局に提出していただくものです。この権利証を焼失・紛失しても、土地・建物の権利関係には、何ら影響ありませんのでご安心ください。

なお、焼失・紛失した権利証を再発行することはできませんが、所有権移転や抵当権設定登記の際には、権利証に代わる本人確認の手続きがあります。焼失・紛失したことで何らかの手続きを取っていただく必要はありません。

詳しくは法務局ホームページをご覧ください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/000130971.pdf>



お問い合わせ先：０９７－５３２－３１６１（自動音声によりご案内します）

※平日８：３０～１７：１５（１２月２７日～１月４日を除く）

大分地方法務局不動産登記部門